

# 国民健康保険税が変わります

平成二十年四月から、七十五歳以上の人（一定の障害のある人は六十五歳以上）は、健康保険から脱退して、「長寿（後期高齢者）医療制度」に移行しました。この長寿医療制度の創設に伴い、国民健康保険税（以下国保税）の課税方法が変わりました。国保税は、「医療保険分」、「介護納付金分」に加え、「後期高齢者支援金分」の三本立てになります。

## 課税方法・税率の変更 「後期高齢者支援金」の新設

四月から長寿医療制度が創設されたことに伴い、七十五歳以上のすべての国保被保険者が、国保から脱退して、長寿医療制度に移行しました。このため、国保税は税収が減り、歳入歳出のバランスが崩れるため、「医療保険分」と「介護納付金分」について試算し直しました。

また、長寿医療制度を支援するため、0歳から七十四歳までの人が全員負担することになる「後期高齢者支援金」が新設されました。

今までの「医療保険分」と「介護納付金分」に新たに「後

モデルケースによる実際の計算例 ①

①世帯主・妻・子の3人世帯の場合	②世帯主・妻の2人世帯の場合
○世帯構成 世帯主43歳・妻38歳・子13歳	○世帯構成 世帯主70歳・妻65歳
○所得・固定資産税額 所得総額192万円（営業収入300万円） 固定資産税5万円	○所得・固定資産税額 所得総額80万円（年金収入200万円） 固定資産税7万円
○国民健康保険税額 改正前284,800円 改正後288,900円 (4,100円の増)	○国民健康保険税額 改正前126,900円 改正後123,300円 (3,600円の減)

○平成19年度と平成20年度の税率の比較 ②

区分	平成20年度		平成19年度	
	税率	限度額	税率	限度額
医療分	所得割	5.0%	8.0%	56万円
	資産割	25.9%	43.0%	
	均等割	18,500円	25,000円	
	平等割	14,500円	24,000円	
支援金分	所得割	2.5%	12万円	9万円
	資産割	12.5%		
	均等割	8,900円		
介護分	所得割	1.7%	1.3%	9万円
	資産割	11.5%	10.0%	
	均等割	8,800円	7,000円	
	平等割	5,100円	4,500円	

医療分（医療給付費基礎付加額）...国保加入者の医療費を支払うため、保険加入者に課税  
 支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）...長寿医療制度の医療費を支援するため、国保加入者に課税  
 介護分（介護納付金賦課額）...介護事業のために、40歳から64歳までの国保加入者に課税

国保税「医療保険分」の算出方法は、その年の医療費や保険事業の費用などを推計します。そこから病院などで患者が支払う一部負担金と国・県・町などからの補助金などを除いた残りが国保税の総額となります。

それを「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」に割り振り、世帯ごとの国保税が決まります。同様に「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」も計算し、それらを合算した金額がその世帯の国保税になります。

## 税額の算出方法

## 平成二十年十月から

## 国民健康保険税の特別徴収が始まります

十月から始まる国民健康保険の特別徴収（年金からの天引き）はどのような人が対象になるのかお知らせします。

対象になるのは、次の～の全てに該当する人です。  
 65歳以上75歳未満の世帯主（世帯主が国保加入者）  
 世帯内の国保加入者が、全員65歳以上75歳未満  
 年額18万円以上の公的年金を受給している世帯主  
 介護保険料と国保税の合計額が、年金受給額の1/2を超えない世帯主  
 （超えた場合は、介護保険料のみ特別徴収になります）

## 対象

### 特別徴収・普通徴収の判定例

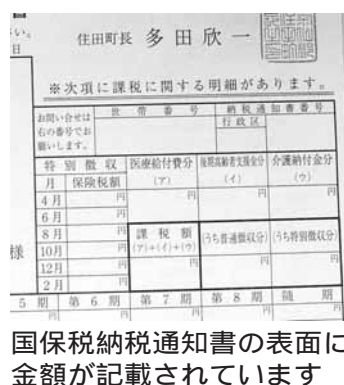
～年齢・加入している健康保険で決まります～

例1：世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳の場合	特別徴収
例2：世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳の場合	普通徴収
例3：世帯主（長寿医療）78歳、妻（国保）68歳の場合	普通徴収
例4：世帯主（社保）72歳、妻（国保）68歳の場合	普通徴収
例5：世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳の場合	普通徴収
例6：世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）40歳の場合	特別徴収
例7：世帯主（国保）72歳、妻（長寿医療）78歳の場合	特別徴収

### こんな場合は…

平成20年度中（平成20年4月から平成21年3月）に「65歳になる世帯主」や「75歳になる世帯主」（長寿医療制度に移行する世帯主）については...  
 国保税の特別徴収は行いません。65歳到達年度と75歳到達年度は、普通徴収（納税通知書や口座振替で納付）となります。次年度以降も、その年度中に65歳になる人と75歳になる人は特別徴収を行いません。

特別徴収から普通徴収に変更するには  
 特別徴収の対象者のうち、次の要件を満たす場合は普通徴収（口座振替）に変更することができま。直近の二年間、国保税を滞納していない方、口座振替により納付いただける方



国保税納税通知書の表面に金額が記載されています

### 特別徴収される

### 国保税額の通知

本年度は、七月中旬に国保加入世帯主に納税通知書を送付しました。その中で、特別徴収の対象となる世帯主には、七・八・九月分の納付額（普通徴収）とともに十・十二・二月分の特別徴収額をお知らせしています。

また、特別徴収の対象となる世帯主には、九月末までに特別徴収を開始する通知を送付しますので確認ください。

### 長寿医療制度に移行する

### 人がいる世帯の軽減措置

七十五歳以上の人が長寿医療制度に移行することにより、国保に残った七十五歳未満で、次のような方に軽減措置が設けられています。

これまで国保税の軽減を受けている世帯  
 国保の被保険者が一人になる場合（夫婦二人世帯の場合）

七十五歳以上の人が会社の健康保険などの被用者保険から、長寿医療制度に移行することにより、その被扶養者が新たに国保に加入した場合

なお、軽減される金額や年数については、世帯構成や年齢など細かな条件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

### ◆問い合わせ

### 税務課 税務係

☎ 46 3870

（内線155）